

新型コロナウイルス感染症に係る検査料の算定点数と 公費負担医療の適用等について

1. 基本的な考え方

- ① 新型コロナウイルス感染症発生当初（2020 年初め頃）は、PCR 検査の機器が少ないこと等から、保健所が新型コロナウイルス感染症の検査を行うこととされてきました。その時期から現在においても、保健所が行う検査は「行政検査」として位置づけられ、検査対象者の負担金は生じません。
- ② その後、検査の実施機会の拡大等を目的として、
 - ・保険医療機関において、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）患者（疑い患者含む）に対して実施した抗原検査や PCR 検査は保険適用となること、
 - ・検査実施料、検査判断料の患者一部負担金については、公費負担医療の適用になること、が示されました。

（これは「行政検査の保険適用」等と表記されています）
- ③ また、上記「②」にあわせて、保険医療機関において検査を行った場合の検査実施料、検査判断料等のレセプト請求の方法が示されました。

これまでの経緯を踏まえて、新型コロナウイルス感染症に係る検査の公費負担医療適用の考え方やレセプト請求の際の留意点等を下記にまとめましたのでご参照下さい。

2. 保険適用（公費負担医療適用）となる対象患者

保険医療機関の医師が、診察の上、新型コロナウイルス感染症（疑い含む）と診断した患者であって、検査の必要性を認めた患者。

（参照 1）行政検査の対象者

- ① 新型コロナウイルス感染症の患者
- ② 当該感染症の無症状病原体保有者
- ③ 当該感染症の疑似症患者
- ④ 当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者

（出典）新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関する Q & A について（その 4）（令和 3 年 3 月 8 日）の P1「問 1」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000750111.pdf>

（参照 2）新型コロナウイルス感染症の疑い患者の要件

患者が次のア～オまでのいずれかに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでなく、新型コロナウイルス感染症を疑う場合、これを鑑別診断に入れる。

- ア. 発熱または呼吸症状（軽症の場合を含む）を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるもの。
- イ. 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前 14 日以内に新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたもの。
- ウ. 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前 14 日以内に新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの。
- エ. 発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、収集治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し（法第 14 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める疑似症に相当）、新型コロナウイルス感染症の鑑別診断を要したもの。
- オ. ア～エまでに掲げるほか、次のいずれかに該当し、医師が新型コロナウイルス感染症を疑うもの
- ・ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、入院を要する肺炎が疑われる（特に高齢者又は基礎疾患があるものについては、積極的に考慮する）
 - ・ 新型コロナウイルス感染症以外の一般的な呼吸器感染症の病原体検査で陽性となった者であって、その治療への反応が乏しく症状が増悪した場合に、新型コロナウイルス感染症が疑われる。
 - ・ 医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う。

（出典）新型コロナウイルス感染症診療の手引第 8.1 版

<https://www.mhlw.go.jp/content/000997789.pdf>

（参照 3）濃厚接触者の定義

「患者（確定例）」の感染可能期間（発症 2 日前～）に接触したもののうち、次の範囲に該当する者である。

- ・ 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護なしに患者（確定例）を診察、看護もしくは介護していた者
- ・ 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他：手で触れることのできる距離（目安として 1 m）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と 15 分に状の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

（出典）新型コロナウイルス感染症診療の手引第 8.1 版

<https://www.mhlw.go.jp/content/000997789.pdf>

（参照 4）「当該感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のあるもの」に該当する場合

- ① 特定の地域や集団、組織等において、関連性が明らかでない患者が少なくとも複数発生しているなど、検査前確率が高いと考えられ、かつ、濃厚接触を生じやすいなど、クラスター連鎖が生じやすいと考えられる状況にあると認められる場合における、当該地域や集団、組織等に属する者（当該検査対象者は、14 日間の健康観察の対象としない）

注）ただし、令和 2 年 8 月 7 日の事務連絡では「医師が必要と認めた場合を除き、「地域や集団、組織等に属する者」に対して一律の検査を実施する場合は、保険診療の適応外となる」旨が示されている。

- ② 感染者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域に存在する医療施設や高齢者施設等に勤務する者や新規入院・新規入所者等又は、当該地域（保健所管内）が生活圏域にある者が勤

務、入院、入所する施設については、当該施設で感染者がいない場合であっても、「当該感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者」となる。

- ③ 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用者のうち、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性がある者と通知を受けた者。

（出典）医療機関における新型コロナウイルス感染者発生時の行政検査について（令和2年8月7日）のP3

<https://www.mhlw.go.jp/content/000658101.pdf>

（出典）新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関するQ&Aについて（その4）（令和3年3月8日）のP1「問1」、P7「問8」、P8「問9」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000750111.pdf>

（参照5）新型コロナウイルス感染症にかかる各種検査（各種検査の特徴（※1））

検査の対象者		核酸検出検査			抗原検査（定量）			抗原検査（定性）		
		鼻咽頭	鼻腔	唾液	鼻咽頭	鼻腔 （※2）	唾液	鼻咽頭	鼻腔*	唾液
有症状者 （病状消退 者含む）	発症から 9日目以内	○	○	○	○	○	○	○	○	○ （※3）
	発症から 10日目以降	○	○	— （※5）	○	○	— （※5）	△ （※4）	△ （※4）	— （※5）
無症状者（注）		○	○	○	○	— （※6）	○	— （※6）	— （※6）	— （※5）
想定される主な活用場面		- 検査機器等の配備を要するものの、無症状者に活用できるため、保健所、地方衛生研究所、国立感染症研究所等の検査専門施設や医療機関を中心に実施。 - 大量の検体を一度に処理できる機器や操作が簡便な機器など幅広い製品があるため、状況に応じた活用が重要。			- 検査機器等の配備を要するものの、現在供給されている検査機器は、新型コロナウイルス感染症に係る検査以外にも、通常診療で実施される様々な検査に活用できるため、検査センターや一定規模以上の病院等において活用。 - 検査法によっては、無症状者に対する唾液を用いた検査を空港検疫等で活用。			- 目視による判定または小型の検査機器を用いて、その場で簡便かつ迅速に検査結果が判明する。 - 現状では対象者は発症初日から9日目の有症状者の確定診断に用いられるため、インフルエンザ流行期等における発熱患者等への検査に有効。		

※1：本表では行政検査を実施するにあたって推奨される事項をとりまとめている。

※2：引き続き検討が必要であるものの、有用な検体である。

※3：唾液検体での薬事承認を得た製品に適用される点に留意。

※4：使用可能だが、陰性の場合は臨床像から必要に応じて核酸検出検査や抗原定量検査を行うことが推奨される。（△）

※5：推奨されない。（—）

※6：確定診断としての使用は推奨されないが、感染拡大地域の医療機関や高齢者施設等において幅広く検査を実施する際にスクリーニングに使用することは可能。ただし、結果が陰性の場合でも感染予防策を継続すること、また、結果が陽性の場合であって医師が必要と認めれば核酸検出検査や抗原定量検査により確認すること。感染拡大地域の医療機関や高齢者施設等以外の有病率が低い場合には、スクリーニングの陽性的中率が低下することに留意が必要である。なお、スクリーニングとは、主に診断目的ではなく感染リスクを下げる目的で実施するものである。

（出典）新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針 第5.1版

<https://www.mhlw.go.jp/content/000914399.pdf>

3. 保険適用（公費負担医療適用）の検査を実施できる実施医療機関

「行政検査の委託契約」を都道府県と締結した保険医療機関。

（参照 1）新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者含む）に対する検査は、必ず公費負担医療扱いにしなければならないため、必ず委託契約の締結が必要。

医療機関において、PCR 検査や抗原検査を実施する場合には、都道府県等と医療機関との間の委託契約（集合契約としてなされるものを含む。）を締結していただき、患者に対して自己負担を求めることなく、当該部分については、公費負担として処理されるものと認識しています。

（出典）新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関する Q & A について（その 4）（令和 3 年 3 月 8 日）の P3「問 3」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000750111.pdf>

新型コロナウイルス感染症（疑い含む）に対する PCR 検査、抗原検査について公費負担医療適用にしているレセプトは返戻している。

（2021 年 9 月 10 日 当会から福島県国民健康保険団体連合会 業務審査課に確認）

（参照 2）事後的であっても委託契約が可能。

なお、前述のとおり、契約締結を待たずに行政検査を実施することも可能であることから、既に検査を実施している場合であっても、その後、都道府県等は、当該医療機関に感染防御ができていないこと等の必要事項を伝えた上で、速やかに契約を締結していただき、公費負担により処置するものと考えています。

（出典）新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関する Q & A について（その 4）（令和 3 年 3 月 8 日）の P3「問 3」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000750111.pdf>

（参照 3）「保健所が行う行政検査」、「保険診療で行う検査」、「自費検査」の違い。

（1）都道府県等の行政の判断において検査を実施する場合（行政検査）

① 委託によらず都道府県等の行政が実施する場合

医療機関や患者等の負担はありません。全額公費負担となります。

② 都道府県等からの委託により医療機関が実施する場合

医療機関や患者等の負担はありません。医療機関が実施した検査に要する費用については、都道府県等との契約に基づき、全額公費負担となります。

なお、集中検査については、上記①～②のほか、都道府県等が独自の事業として自ら費用を負担して実施する場合があります

（2）医師の判断により診療の一環として検査を実施する場合（保険適用）

医療機関の医師が、個別に当該者の診療のために必要と判断して検査を実施する場合、保険適用となります（※）。

この場合、当該者の自己負担額のうち、検査に係る費用（PCR 検査の場合：SARS-CoV-2 核酸検出及び微生物学的検査判断料に限る。抗原検査の場合：SARS-CoV-2 抗原検出及び免疫学的検査判断料に限る）は、公費負担となるため当該者の自己負担は生じません。ただし、上記検査に係る費用以

外の初・再診料等に係る当該者の自己負担額は公費負担の対象外となるため、当該者の自己負担が生じることとなります。

なお、集中検査のように、医師が個別に当該者の診療のために必要と判断することなく一律に実施される検査については、保険適用となりません。

※ 当該検査は行政検査と同様の観点有することから、医療機関に対して都道府県等から委託をしたものと取り扱われることになるため、医療機関と都道府県等との間で行政検査の委託契約（集合契約としてなされるものを含む。）を締結していただくこととしています。

（３）その他の場合

自費診療となります。医療提供体制の確保のために必要など補助要件を満たす場合は、新型コロナウイルス感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金、新型コロナウイルス患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金の対象経費となります。

（出典）医療機関における無症状者（職員、入院患者等）への新型コロナウイルス感染症に係る検査の費用負担について（再周知）（令和３年５月１０日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000778073.pdf>

４．公費負担医療の適用範囲

抗原検査やPCR検査の検査実施料、検査判断料の患者一部負担金が公費負担医療の適用となる。これ以外は、原則、健康保険の扱いとなる。

（参照１）公費負担医療の適用とならない点数。

- ・初、再診料
- ・鼻腔・咽頭拭い液採取料
- ・外来迅速検体検査加算
- ・時間外緊急院内検査加算
- ・院内トリアージ実施料（診療報酬上臨時的取扱）
- ・二類感染症患者入院診療加算（外来診療・診療報酬上臨時的取扱）等

（参照２）当月に既に保険の検査により検査判断料を算定している場合、検査判断料は公費負担医療の適用とならない。

- ・外来・入院診療において、当月に既に他の検査により判断料を算定しており、PCR検査料が1,800点（1,350点）、微生物学的検査判断料が0点となった場合、1,800点（1,350点）に係る自己負担額が補助額となる。
- ・外来・入院診療において、当月に既に他の検査により判断料を算定しており、抗原検査料が600点、免疫学的検査判断料が0点となった場合、600点に係る自己負担額が補助額となる。

（出典）新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて（一部改正）（令和２年１０月２日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000678573.pdf>

5. 検査実施料・検査判断料の算定点数

(1) PCR 検査を行った場合

検査実施料は以下の通り。なお、検査判断料はいずれの場合も D026「7 微生物学的検査判断料」(150 点)を算定する。

- ア. SARS-CoV-2 核酸検出 (検査委託) (700 点)
- イ. SARS-CoV-2 核酸検出 (検査委託以外) (700 点)
- ウ. SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出 (検査委託) (700 点)
- エ. SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出 (検査委託以外) (700 点)
- オ. SARS-CoV-2・RS ウイルス核酸同時検出 (検査委託) (700 点)
- カ. SARS-CoV-2・RS ウイルス核酸同時検出 (検査委託以外) (700 点)
- キ. SARS-CoV-2・インフルエンザ・RS 核酸同時検出 (検査委託) (700 点)
- ク. SARS-CoV-2・インフルエンザ・RS 核酸同時検出 (検査委託以外) (700 点)

(参照 1) オ、カについては、臨時的な取扱い (その 71)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000959885.pdf>

にて示されている。

(参照 2) キ、クについては、臨時的な取扱い (その 80)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001006842.pdf>

検査料の算定について

<https://www.mhlw.go.jp/content/001007827.pdf>

にて示されている。

(2) 抗原検査を行った場合

検査実施料は以下の通り。なお、検査判断料はいずれの場合も D026「6 免疫学的検査判断料 (144 点)」を算定する。

- ア. SARS-CoV-2 抗原検出 (定性) (300 点)
- イ. SARS-CoV-2 抗原検出 (定量) (560 点)
- ウ. SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出 (定性) (420 点)
- エ. SARS-CoV-2・インフルエンザ・RS 抗原同時検出 (定性) (420 点)

(参照 1) エについては、臨時的な取扱い (その 80)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001006842.pdf>

検査料の算定について

<https://www.mhlw.go.jp/content/001007827.pdf>

にて示されている。

(3) ウイルス・細菌核酸多項目同時検出 (SARS-CoV-2 を含む) にて算定する場合

なお、検査判断料はいずれの場合も D026「7 微生物学的検査判断料」(150 点)を算

定する。

ア. ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（検査委託）（1,800 点）

イ. ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（検査委託以外）（1,350 点）

※1 (1)～(3)のいずれにおいても、鼻咽頭や鼻腔から検体を採取した場合は、D419「6 鼻腔・咽頭拭い液採取」（25 点）を算定できる。「鼻腔・咽頭拭い液採取」は、公費適用外である。

※2 各検査の請求コード等は、診療報酬情報提供サービス（厚労省）

<http://shinryohoshu.mhlw.go.jp/shinryohoshu/searchMenu/doSearchInputSp>

にて検索できる。

6. レセプト請求の際の留意点

(1) 実施した診療内容について算定要件を満たす点数全てを、支払基金又は国保連合会に対してレセプト請求する。

※検査の公費負担扱いとなるのは、検査実施料と検査判断料の窓口負担分に限られる。

(2) 患者一部負担金は、検査実施料と検査判断料の患者一部負担金分を除いて徴収する。

(3) 公費負担の法別番号は「28」であり、保険医療機関の所在地に応じて下記の中から該当する公費負担者番号（8 桁）を記載する。

所在地	集計コード
福島県（郡山市、いわき市、福島市を除く）	28070506
郡山市	28071504
いわき市	28072502
福島市	28073500

(4) 公費負担医療の受給者番号は、全ての患者に「9999996（7 桁）」を記載する。

(5) 本請求に係る「請求」の項には、実際に算定した検査実施料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」、「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」、「SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出」又は「SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出」）等及び微生物学的検査判断料又は免疫学的検査判断料の合計点数を記載する。

また、本請求に係る「負担金額」又は「一部負担金額」の項には「0 円」と記載する。

(6) 検査料を包括している点数（小児科外来診療料、地域包括診療料、認知症地域包括診療料、小児かかりつけ診療料、生活習慣病管理料、手術前医学管理料又は在宅がん医療総合診療料）を算定する場合であっても PCR 検査の実施料や判断料、抗原検査の実施料や判断料は別途算定できる。ただし、この場合であっても鼻腔・咽頭拭い液採取料が包括されている点数の場合は、鼻腔・咽頭拭い液採取料は算定できない。

(7) レセプト「摘要」欄への記載

①『検査料を包括する点数』（小児科外来診療料等）を算定しない」場合

新型コロナウイルスに係る PCR 検査や抗原検査も含めて全て電子レセプト等で請求する。この場合、レセプトの摘要欄に「本検査が必要と判断した医学的根拠」を記載する。

また、PCR 検査（核酸検出）を他の施設に委託した場合は、「検査を実施した施設名」を記載する。

②『検査料を包括する点数』（小児科外来診療料等）を算定する」場合

公費負担となる PCR 検査又は抗原検査と検査判断料のみを紙レセで請求しても差し支えない。この場合、レセプトの摘要欄に「当該患者が算定する医学管理料等（検査を包括する点数）」、「検査を実施した日時」、「検査実施の理由」、「本検査が必要と判断した医学的根拠」を記載する。

また、PCR 検査や抗原定量検査を他の施設に委託した場合は、「検査を実施した施設名」を記載する。

③老健等の入所者に検査を実施した場合

介護老人保健施設及び介護医療院に入所（短期入所療養介護を含む）する患者に保険医療機関が検査を行った場合も、検査実施料と判断料を算定できる。この場合「検査を実施した日時」及び「検査実施の理由」等を記載する。

（参照）新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 22）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000640308.pdf>

（以下、余白）

（ここまで、余白）

7. レセプト表記 (例)

- (1) PCR 検査の例 (唾液を検体としているため、鼻腔咽頭拭い液採取は算定していない。
 鼻腔咽頭から検体を採取すれば、鼻腔咽頭拭い液採取は算定できる。)

診療報酬明細書 (医科入院外)										都道府県番号		医療機関コード		1 医科		1 社 会 3 後 期		1 単 独 2 本 外 1 8 高 外 1		2 2 併 4 六 外 6 家 外 10 9 8		3 3 併 6 家 外 10 9 8		7 ()					
令和 年 月 分										保険者番号		診療科目		2 公 費		4 退 職		3 併 3 併		6 併 6 併		7 ()		7 ()					
公費負担者番号 ① 2 8 0 7 0 5 0 6										公費負担医療の受給者番号① 9 9 9 9 9 9 6		公費負担者番号 ②		公費負担医療の受給者番号②															
氏 名										特 記 事 項		保険医		療 機 関		の 所 在		地 及 び		名 称									
職務上の事由										1 職務上 2 下船後3月以内 3 通勤災害																			
傷 病 名										(1) COVID-19疑い		診 療 開 始 日		(1) 令和4年 8 月 1 日		転 治 死 亡 中 止		診 療 実 行 日 数		1 日									
1 1 初 診										時間外 休日 深夜 1 回		288 点		公費点分数															
1 2 再 診										外来管理加算 時間外 休日 深夜		× × × × × ×		回 回 回 回 回 回															
1 3 医 学 管 理												550																	
1 4 往 診										夜 間 深 夜 ・ 緊 急 在宅患者訪問診療		回 回 回 回																	
2 0 投 薬										21 内 服 薬 剤 調 剤 × 単 位 回		22 屯 服 薬 剤 調 剤 × 単 位 回		23 外 用 薬 剤 調 剤 × 単 位 回		25 処 方 方 方 × 回		26 麻 毒 基 回		27 調 基 回									
3 0 注 射										31 皮下筋肉内 32 静 脈 内 33 そ の 他		回 回 回																	
4 0 処 置										薬 剤		回																	
5 0 手 術 麻 酔										薬 剤		回																	
6 0 検 査 理										薬 剤		2 回		850		850													
7 0 画 診 断										薬 剤		回																	
8 0 そ の 他										処 方 箋		1 回		73															
療 保 養 給 付										請 求 点		※ 決 定 点		一部負担金額 円															
										1,761																			
										850																			

(1) の中止日：令和4年8月3日

(13) *二類感染症患者入院診療加算(外来診療・診療報酬上臨時的取扱) 250×1

*院内トリアージ実施料(診療報酬上臨時的取扱) 300×1

(60) *SARS-CoV-2核酸検出(検査委託) 700×1

*微生物学的検査判断料 150×1

検査が必要と判断した医学的根拠(SARS-CoV-2核酸検出)；発熱、全身倦怠感よりCOVID-19を疑い施行

(80) *処方箋料(リフィル以外・その他) 68×1

*一般名処方加算2(処方箋料) 5×1

(保険医協会の解説)

1. コロナの検査実施料・判断料は、検査の公費負担医療適用となる。

2. コロナの検査を実施した場合、「検査を必要とした医学的な根拠」を「摘要」欄に記載する。

3. この例の公費負担者番号①は、福島市・郡山市・いわき市以外の番号であり、県内の番号は以下の通り。

※医療機関の所在地に応じた番号を選択する。

福島市 28073500
 郡山市 28071504
 いわき市 28072502
 上記以外 28070506

(2) 抗原（定性）検査の例（鼻腔から検体を採取しているので、鼻腔咽頭拭い液採取を算定している。）

診療報酬明細書 (医科入院外)										都道府県番号		医療機関コード		1 1 社 国 3 後 期 1 単 独 2 本 外 8 高 外 一 医 科 2 公 費 4 退 職 3 3 件 6 家 外 0 高 外 7	
令和 年 月 分										保険者番号		被保険者番号		給付割合	
公費負担者番号① 2:8070506										公費負担医療の受給者番号① 9:999996		公費負担者番号②		公費負担医療の受給者番号②	
氏名										特記事項		保険医療機関の所在地及び名称		被保険者証被保険者手帳等の記号・番号	
傷病名										(1) COVID-19疑い		(1) 令和4年8月1日		診療開始日	
診療内容										1 1 初 診 時間外 休日 深夜 1 回 288 点		公費負担点数		(1) の中止日: 令和4年8月3日	
2 0 投 薬										2 1 内 服 薬 剤 調 剤 × 単位 回		2 2 屯 服 薬 剤 調 剤 × 単位 回		2 3 外 用 薬 剤 調 剤 × 単位 回	
3 0 注 射										3 1 皮 下 筋 肉 内 回		3 2 静 脈 内 回		3 3 そ の 他 回	
4 0 処 置										4 1 薬 剤 回		4 2 薬 剤 回		4 3 薬 剤 回	
5 0 手 術 麻 酔										5 1 薬 剤 回		5 2 薬 剤 回		5 3 薬 剤 回	
6 0 検 査 病 理										6 1 薬 剤 2 回 444		6 2 薬 剤 回		6 3 薬 剤 回	
7 0 画 診 像 断										7 1 薬 剤 回		7 2 薬 剤 回		7 3 薬 剤 回	
8 0 そ の 他										8 1 処 方 箋 1 回 73		8 2 薬 剤 回		8 3 薬 剤 回	
療 養 給 付										1,380		444		0	
減 額 割 (円) 免 除 支 払 猶 予										0		0		0	
高 額 療 養 費										0		0		0	
公 費 負 担 点 数										0		0		0	

(3) 抗原（定量）検査の例（唾液を検体としているため、鼻腔咽頭拭い液採取は算定していない。鼻腔咽頭から検体を採取すれば、鼻腔咽頭拭い液採取は算定できる。）

診療報酬明細書 (医科入院外)										都道府県番号		医療機関コード		1 1 社 国 3 後 期 1 単 独 2 本 外 3 高 外 1 医 科 2 公 費 4 退 職 3 3 併 6 家 外 0 高 外 7	
令和 年 月 分										保険者番号		給付割合		10 9 8 7 ()	
公費負担者番号① 2:8070506 公費負担医療の受給者番号① 9999996										被保険者証被保険者手帳等の記号・番号		枝番)			
公費負担者番号②										公費負担医療の受給者番号②					
氏 名										特 記 事 項		保険医		療 機 関	
1 男 2 女 1 明 2 大 3 昭 4 平 5 令 . . . 生												の 所 在		地 及 び	
職務上の事由										1 職務上 2 下船後 3 月以内 3 通勤災害		名 称		(床)	
傷 病 名										(1) COVID-19 疑い		診 療 開 始 日		(1) 令和 4 年 8 月 1 日 転 治 死 亡 中 止 診 療 実 日 数 1 日	
1 1 初 診 時間外 休日 深夜 1 回 288 点										公費分点数					
1 2 再 診 時間外 休日 深夜 1 回 288 点															
1 3 医 学 管 理 550															
1 4 往 診 時間外 休日 深夜 1 回 288 点															
2 0 投 薬 21 内 服 調 剤 × 単位 回															
22 屯 服 調 剤 × 単位 回															
23 外 用 調 剤 × 単位 回															
25 処 方 調 剤 × 単位 回															
26 麻 毒 基 単位 回															
3 0 注 射 31 皮 下 筋 肉 内 回															
32 静 脈 内 回															
33 そ の 他 回															
4 0 処 置 薬 剤 回															
5 0 手 麻 術 酔 薬 剤 回															
6 0 検 病 査 理 薬 剤 2 回 704															
7 0 画 診 像 断 薬 剤 回															
8 0 そ の 他 処 方 箋 1 回 73															
薬 剤															
療 養 保 険 の 公 費 給 付 ① 公 費 ②										請 求 点 ※ 決 定 点		一部負担金額 円			
										1,615		減 額 割 (円) 免除 支払額 円			
										704		0			
										点 ※		円 ※ 高 額 療 養 費 円 ※ 公 費 負 担 点 数 点 ※ 公 費 負 担 点 数 点			

(1) の中止日：令和 4 年 8 月 3 日

(13) * 二類感染症患者入院診療加算(外来診療・診療報酬上臨時的取扱) 250×1

* 院内トリアージ実施料(診療報酬上臨時的取扱) 300×1

(60) * SARS-CoV-2 抗原検出(定量) 560×1

* 免疫学的検査判断料 144×1

検査が必要と判断した医学的根拠(SARS-CoV-2 抗原検出(定量)); 発熱、全身倦怠感より COVID-19 を疑い施行

(80) * 処方箋料(リフィル以外・その他) 68×1

* 一般名処方加算 2 (処方箋料) 5×1

(保険医協会の解説)

1. コロナの検査実施料・判断料は、検査の公費負担医療適用となる。
2. コロナの検査を実施した場合、「検査を必要とした医学的な根拠」を「摘要」欄に記載する。
3. この例の公費負担者番号①は、福島市・郡山市・いわき市以外の番号であり、県内の番号は以下の通り。
※医療機関の所在地に応じた番号を選択する。

福島市 28073500
郡山市 28071504
いわき市 28072502
上記以外 28070506

8. よくあるお問い合わせ

(検査の実施医療機関)

【Q】保険医療機関が PCR 検査や抗原検査を保険診療として実施するためには、行政検査としての契約を結ぶ必要があるのか？

【A】その通り。行政検査としての契約を結ぶ必要がある。

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関する Q & A について（その 4）の「問 3」で以下が明示されている。

医療機関において、PCR 検査や抗原検査を実施する場合には、都道府県等と医療機関との間の委託契約（集合契約としてなされるものを含む。）を締結していただき、患者に対して自己負担を求めることなく、当該部分については、公費負担として処理されるものと認識しています。

【Q】新型コロナウイルス感染症（疑い含む）に対する PCR 検査、抗原検査を行政検査の委託契約を締結せずに、保険医療機関において実施した場合、PCR 検査、抗原検査の患者一部負担金を徴収し、レセプト請求することはできるか？

【A】新型コロナウイルス感染症（疑い含む）に対する PCR 検査、抗原検査を保険診療として行うためには、事後的でもよいので、必ず行政検査の委託契約を行政機関と締結する。
その上で、PCR 検査、抗原検査の患者一部負担金については必ず公費適用となる。

（参照 1）新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関する Q & A について（その 4）（令和 3 年 3 月 8 日）の「3」(<https://www.mhlw.go.jp/content/000750111.pdf>)

医療機関において、PCR 検査や抗原検査を実施する場合には、都道府県等と医療機関との間の委託契約（集合契約としてなされるものを含む。）を締結していただき、患者に対して自己負担を求めることなく、当該部分については、公費負担として処理されるものと認識しています。

なお、前述のとおり、契約締結を待たずに行政検査を実施することも可能であることから、既に検査を実施している場合であっても、その後、都道府県等は、当該医療機関に感染防御ができていること等の必要事項を伝えた上で、速やかに契約を締結していただき、公費負担により処置するものと考えています。

参照 2）2021 年 9 月 10 日 福島県国保連合会 業務審査課に確認。

新型コロナウイルス感染症（疑い含む）に対する PCR 検査、抗原検査について公費適用にしていないレセプトは返戻している。

(抗原検査対象機器)

【Q】抗原検査の算定対象となる検査キットは何か？

【A】厚労省のホームページ「新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品（検査キット）の承認情報」https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html を参照されたい。

【Q】国や県から無償配布されている抗原定性検査キット（薬事承認されたもの）を用いて当院にて検査を行った場合、検査実施料・判断料は公費負担適用にて算定できるか？

【A】その通り。公費負担医療適用にて算定できる。

(参照) 臨時的な取扱い (その 73)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000970556.pdf>

(保険適用となる検体)

【Q】医療従事者の管理下、患者が鼻腔から自己採取した検体を用いて検査を行った場合であっても、診察料や検査実施料等は保険適用になるのか？

【A】保険適用になる。

「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて（一部改正）（最新版）」、「新型コロナウイルス感染症病原体検査の指針（最新版）」にて、その旨が示されている。

一方、鼻咽頭ぬぐい液採取は「自己採取ができず、医療者による採取が必要である」とされているのでご留意されたい。

【Q】医療従事者の管理下で、患者が鼻腔から自己採取した検体を用いて検査を行った場合、D419「6 鼻腔・咽頭拭い液採取」（25 点）は算定できるか？

【A】算定できないと考えられる。検体採取料は医療行為であり、「医師が実施した場合」又は「医師の指示・管理下で看護師等が診療の補助行為として実施した場合」に算定できるものである。

そのため、医療従事者の管理下であったとしても、患者が自ら実施した場合はこれに該当せず、算定できないと考えられる。

(公費負担医療の適用範囲)

【Q】「新型コロナウイルス抗原検査とインフルエンザ抗原検査を同時に実施できるキット」を用いて検査を行う場合、インフルエンザの検査も行っていることになるが、この場合であっても

- ・ D023「50 SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出」
- ・ 免疫学的検査判断料

の患者一部負担金は新型コロナウイルス感染症の検査公費「28」の適用になるのか？

【A】その通り。

【Q】下記点数は、新型コロナウイルス感染症の検査公費「28」の適用になるか？

- ① 診察料
- ② D419「6 鼻腔・咽頭拭い液採取」（25 点）
- ③ 院内トリアージ実施料（臨時的な取扱い）

【A】①～③ともに、新型コロナウイルス感染症の検査公費「28」の適用にならない。

【Q】「新型コロナウイルス感染症の疑い」かつ「インフルエンザ疑い」の患者に対して、

別々の新型コロナウイルス抗原検査キットとインフルエンザ抗原検査のキットを用いて検査を行った場合、検査実施料としては

- ・ SARS-CoV-2 抗原検出（定性）（300 点）
- ・ インフルエンザウイルス抗原定性（139 点）

が算定できるが、両者は新型コロナウイルス感染症の検査公費「28」の適用になるか？

【A】SARS-CoV-2 抗原検出（定性）は公費 28 の適用になるが、インフルエンザ抗原定性は公費 28 の適用にならない。

【Q】当院に受診している患者が他医療機関に入院することになった。その際、他病院から「（入院前に）貴院にて PCR 検査を実施して陰性であることを確認して下さい」と言われることがある。この際の PCR 検査は保険適用（公費 28 適用）になるか？

【A】医師が診察の上、「新型コロナウイルス感染症の疑い」と診断し、かつ PCR 検査の必要性を認めて実施したのであれば、保険適用（公費 28 適用）になる。

なお、一律の検査は保険診療の適応外（自由診療）であることを厚労省は改めて示しているので、ご留意されたい。

（参照 1）新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関する Q & A について（その 4）（令和 3 年 3 月 8 日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000750111.pdf>

8 感染者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域においては、医療施設、高齢者施設等に勤務する者や新規入院・新規入所者等については、当該施設で感染者がいない場合であっても、「当該感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者」として、行政検査の対象としてもよい。

（答）貴見の通りです…（続く）

【編注】問で「疑い患者」と医師が認める前提であることが明記されている。

（参照 2）医療機関における新型コロナウイルス感染者発生時の行政検査について（令和 2 年 8 月 7 日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000658101.pdf>

の P3

なお、医師が必要と認めた者を除き、「地域や集団、組織等に属する者」に対して一律の検査を実施する場合には、保険診療の適用外となる。

【Q】上記「A」で「一律の検査は保険診療の適用外」である旨が示されているが、福島県では特養等の新規入所者に対して検査を行い、保険適用になる」旨を示している。（下記参照）（福島県高齢福祉課）

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025c/kokureisyashisetsucovid19.html>

これは、「一律」とはならないのか？

【A】この取扱いにおいても、医師が診察の上、「COVID-19 疑い」と診断し、かつ PCR 検査の必要性を認めて実施した患者が、保険診療における行政検査の対象となるため、「一律」にはならない。

この件に関して、「別紙 1」高齢者施設等の新規入所者への PCR 検査の実施について」
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/483145.pdf>
が示されており、その中の「2 実施方針」には「新規入所者の入所時において、地域の感染状況や入所前の生活状況等を勘案して、医師が必要と認める場合には、症状の有無に関わらず検査を実施する。(令和 2 年 8 月 7 日付け厚労省事務連絡に準じたもの)」と記載されている。

この取扱いについて、2021 年 1 月に当会から福島県高齢福祉課に照会したところ、以下の回答であった。

医師が診察の上「新型コロナウイルス感染症疑い」を付けた患者であって検査が必要と判断した患者が保険診療における行政検査の対象（従前通り）となる。傷病名が見つからない場合は自費（自由診療）となる。

なお、この件について、保険適用となる場合は、レセプトの傷病名欄に「COVID-19 疑い」を記載して頂き、「摘要」欄に記載する「検査を必要と認めた医学的な理由記載」については「高齢者施設の新規入所のため」と記載して頂くこととなる（福島県国民健康保険団体連合会に確認済み）。

【Q】新型コロナウイルス感染症の抗原定性検査、PCR 検査について。医療機関で抗原定性検査を行い結果は陽性。保健所にその結果を報告すると保健所から「PCR 検査を実施して下さい」と依頼されることがある。抗原定性検査であっても確定診断ができると思うが、

- ① 保健所から「PCR 検査を実施して下さい」と依頼があった場合、医療機関は実施しなければならないのか？PCR 検査を実施しないと発生届を受け付けてもらえない場合がある。
- ② 上記①の場合で、医療機関が PCR 検査を実施した場合は、医師の判断で実施しているわけではないので、保険適用（公費）ではなく行政機関から PCR 検査の実施費用が支払われることになると思うが、如何か？

【A】(※) 2021 年 9 月 13 日 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部回答

- ① 保健所からの「PCR 検査を実施して下さい」は、あくまでお願いベースであり、実施するかどうかは医師の判断。実施しなければならないということではない。

抗原検査で偽陽性がある場合があるので、保健所として PCR 検査を依頼するケースがある。

もちろん、抗原検査で医師が確定診断することはできるので、抗原検査の結果のみで発生届を出せる。

- ② 保健所からの「PCR 検査を実施して下さい」は、あくまでお願いベースであり、実施するかどうかは医師の判断なので、医師の判断で PCR 検査を実施するのであれば、保険適用（公費）になる。

各保健所長が交付する「保険カード」をお持ちの方のみ、保健所の判断で行う行政検査になる。

「保険カード」は、陽性者の濃厚接触者等、保健所の判断で行政検査を行う際に、各保健

所長が交付するカード。

(中核市以外の各保健所も周知の事実)

(公費負担医療の適用順位)

【Q】福島県子ども医療費助成制度の対象患者に対して、新型コロナウイルス感染症の検査を行った場合、当該検査の実施料・判断料も福島県子ども医療費助成制度の対象になるのか？

【A】そうではない。

新型コロナウイルス感染症の検査実施料と検査判断料は、公費「28」(新型コロナウイルス感染症の公費)の対象となり、それ以外(診察料等)は福島県子ども医療費助成制度の対象になる。(国の公費が優先的に適用される)

【Q】東日本大震災・福島第一原子力発電所事故による被災者(災1・災2の患者)に対して、新型コロナウイルス感染症の検査を行った場合、当該検査の実施料・判断料も災1・災2の対象になるのか？

【A】その通り。

【Q】生活保護の医療扶助の患者で「新型コロナウイルス感染症の疑い」の方に検査を実施。この場合、レセプト請求は生保と公費の併用になるのか？それとも生保単独となるのか？

【A】検査実施料・判断料が公費 28 (コロナ公費)扱いになり、それ以外が生保になる。根拠は以下(2～3枚目)。

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/seikatsu/seikatsuhogo/iryohujo.files/0057_20200331.pdf

【Q】公的医療保険に加入していない方に対し、医療機関において、PCR 検査や抗原検査を行政検査として行った場合、当該検査費用は公費負担となるのか。また、その場合の費用の請求はどのように行うことになるのか。

【A】行政検査を受けた方が公的医療保険に加入していない場合の費用の請求方法としては、以下の2つのいずれかの方法により行われることになる。

① 医療機関から直接都道府県等に対して当該検査費用を請求する方法

② 公的医療保険加入者と同じ流れで、医療機関から社会保険診療報酬支払基金を通じて都道府県等に対して請求する方法

(参照) 新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関する Q & A について (その 4)

(令和 3 年 3 月 8 日) <https://www.mhlw.go.jp/content/000750111.pdf>

【Q】公的医療保険に加入していない方に対し、医療機関において、PCR 検査や抗原検

査を行政検査として行い、レセプト請求する場合、診察料も含めて請求できるのか？

【A】この場合は、検査実施料と検査判断料のみをレセプト請求することになる。

公費 28 単独で医療機関の所在地（公費番号）も記載する。

なお、記載は求められていないが、公的保険未加入者に対して新型コロナの行政検査を行った旨を摘要欄に記載した方がよいと考えられる。

【Q】新型コロナウイルス感染症疑い患者に対して、PCR 検査又は抗原検査を行い陽性であった患者が、保健所の指示で自宅療養になった。

同月、当該患者の自宅療養中に電話で診察を行い、解熱剤等の院外処方を行った。

この場合、コロナの検査実施料・判断料や自宅療養中の電話等再診料や処方箋料、二類感染症入院患者診療加算（電話等再診料・診療報酬上臨時的取扱）は全て公費になるのか？

【A】その通り全て公費になる。ただし、自宅・宿泊療養の公費よりも検査の公費の方が優先されるため、レセプトの「公費負担者番号①」には「検査の公費番号」（28070506、28071504、28072502 又は 28073500）を記載し、「公費負担者番号②」には「自宅療養・宿泊療養の公費番号」（28070605）を記載する。

公費①には、コロナの検査実施料・判断料が該当し、公費②には電話等再診料、電話等再診料、処方箋料、二類感染症入院患者診療加算（診療報酬上臨時的取扱）が該当する。

（医療従事者である濃厚接触者が医療に従事するための検査）

【Q】「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」（令和 3 年 8 月 13 日）（令和 4 年 3 月 16 日一部改正）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000913724.pdf>

の 2 頁目上段では、医療従事者である濃厚接触者が医療に従事できるための条件の一つとして「無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査（やむを得ない場合は、抗原定性検査キット）により検査を行い陰性が確認されていること」とある。

併せて、同事務連絡の 2 頁目下段では、下記が示されている。

検査に当たっては、「医療機関における無症状者（職員、入院患者等）への新型コロナウイルス感染症に係る検査の費用負担について（再周知）」（令和 3 年 5 月 10 日付け事務連絡）3 のとおり、地域の実情により行政検査又は自費検査で行うか判断して差し支えないものの、従来、感染者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域においては、感染者が一人も発生していない施設等であっても、医療機関に勤務する者について、いわば一斉・定期的な検査の実施を行うようお願いしてきているところであり原則として行政検査として実施することが望ましい。

以上を踏まえて、福島県において当該検査は「行政検査」又は「自費検査」のいずれ

となるか？

【A】自費になる。2022 年 5 月 11 日付で、福島県新型コロナウイルス感染症対策本部から得た回答は以下。

医療従事者である濃厚接触者が従事できる条件として実施する就業前検査については「自費検査」で御対応いただいております。

検査実施時に保健所の指示を仰ぐ等の必要はありませんが、令和 3 年 8 月 13 日(令和 4 年 3 月 16 日一部改正)付け事務連絡「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」で示されている【要件】に該当する医療従事者である濃厚接触者であることを確認してから、御対応願います。

(濃厚接触者の待機期間を 5 日間に短縮できるための検査)

【Q】「B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」<https://www.mhlw.go.jp/content/000915686.pdf>

では、濃厚接触者の待機期間を 5 日目にできるための取扱いが示されているが、その際の検査は保険適用（公費）になるか？

【A】自費になる。当該事務連絡の P3 にて「抗原定性検査キットは自費検査とし、薬事承認されたものを必ず用いること」と示されている。

(各点数の算定)

【Q】今後、インフルエンザの流行時期となるが、

- ①新型コロナウイルス PCR 検査とインフルエンザ抗原定性を同時に実施した場合、併算定できるか？
- ②新型コロナウイルス抗原検査とインフルエンザ抗原定性を各々の検査キットを用いて同時に実施した場合、併算定できるか？
- ③「新型コロナウイルス PCR 検査とインフルエンザ PCR 検査を同時に実施できるキット」を用いて検査を行った場合は、どのような算定になるのか？

【A】併算定の可否については算定要件に明記されていないが、「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和 2 年 9 月 4 日）にて「発熱等の症状のある患者に対して、季節性インフルエンザと COVID-19 を臨床的に鑑別することは困難である」と明記されていることから、

- ①併算定できると考える。医師が「COVID-19 の疑い」と「インフルエンザの疑い」の両方を認めた上で、検査を実施すれば以下が算定できると考える。
 - ・ D012「22 インフルエンザウイルス抗原定性」（139 点）
 - ・ D026「6 免疫学的検査判断料」（144 点）
 - ・ D023「14 SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」（700 点）
 - ・ D026「7 微生物学的検査判断料」（150 点）
 - ・ D419「6 鼻腔・咽頭拭い液採取」（25 点）

②各々の検査キットを用いて検査を実施した場合、併算定できると考える。医師が「COVID-19 の疑い」と「インフルエンザの疑い」の両方を認めた上で、検査を実施すれば以下が算定できると考える。

- ・D012 「SARS-CoV-2 抗原検出（定性）」（300 点）
- ・D012 「22 インフルエンザウイルス抗原定性」（139 点）
- ・D026 「6 免疫学的検査判断料」（144 点）
- ・D419 「6 鼻腔・咽頭拭い液採取」（25 点）

一方、新型コロナウイルス抗原とインフルエンザ抗原を同時に検出できるキットを用いて検査を行った場合は、以下の算定となる。この場合、D012 「22 インフルエンザウイルス抗原定性」（139 点）は別途算定できない。

- ・D023 「50 SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出（定性）」（420 点）
- ・免疫学的検査判断料（144 点）

③「新型コロナウイルス PCR 検査とインフルエンザ PCR 検査を同時に実施できるキット」を用いて検査を行った場合は、以下の算定となる。

- ・D023 「28 SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出」（700 点）
- ・D026 「7 微生物学的検査判断料」（150 点）
- ・（鼻腔・咽頭から採取した場合）D419 「6 鼻腔・咽頭拭い液採取」（25 点）

【Q】同月既に新型コロナウイルス感染症の検査以外の検査を行い、「免疫学的検査判断料」や「微生物学的検査判断料」を算定している患者に対して、新型コロナウイルス感染症の検査を行った場合、「免疫学的検査判断料」や「微生物学的検査判断料」は、公費「28」（新型コロナウイルス感染症の公費）の対象になるか？

【A】対象にならない。

厚労省事務連絡 (<https://www.mhlw.go.jp/content/000653053.pdf>) では、例として以下が示されている。

- ・「外来・入院診療において、当月に既に他の検査により 判断料を算定しており、PCR 検査料が 1,800 点(1,350 点)、微生物学的検査判断料が 0 点となった場合、1,800 点(1,350 点)に係る自己負担額が補助額となる」
- ・「外来・入院診療において、当月に既に他の検査により 判断料を算定しており、抗原検査料が 600 点、免疫学的検査判断料が 0 点となった場合、600 点に係る自己負担額が補助額となる」

【Q】新型コロナウイルス感染症の検査とそれ以外の検査を同月内の別日に実施した場合、「免疫学的検査判断料」や「微生物学的検査判断料」は同月に 2 回算定できるか？

【A】この場合であっても月 1 回のみ算定できると解される。「免疫学的検査判断料」や「微

生物学的検査判断料」は本来の算定要件で「月 1 回算定できる」とされており、診療報酬上の臨時的な取扱いにて「月 2 回算定できる」旨は示されていない。

【Q】小児科外来診療料等、検査料を包括する点数を算定する場合であっても、PCR 検査や抗原検査の検査実施料や検査判断料を算定できるのか？

【A】算定できる。詳細は、本資料（P 7）を参照されたい。

【Q】医科点数表において、B001・15 慢性維持透析患者外来医学管理料には検体検査実施料・判断料は含まれているが、新型コロナウイルス感染症に係る検査実施料・判断料は別途算定できるか？

【A】算定できない。臨時的な取扱い（その 22）では、当該管理料と新型コロナウイルス感染症に係る検査実施料・判断料は別途算定できる旨は示されていない。

（参照）新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 22）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000640308.pdf>

【Q】新型コロナウイルス感染症を疑い抗原（定性）検査を実施。結果が陰性となったが、症状が改善されないため、医師が必要性を認め PCR 検査を同月内に実施した。この場合、同月内に抗原（定性）検査の点数と PCR 検査の点数を併算定できるか？

【A】併算定できると考える。なお、この場合、抗原（定性）検査の点数と PCR 検査の両方に対して、「検査が必要と判断した医学的根拠」を記載した方が良いと考える。

「新型コロナウイルス感染症 病原体検査の指針（最新版）」において「1 回の検査結果が陰性であっても感染を否定するものではない…」旨が示されている。

【Q】保健所が行政検査を行うこととした上で、「新型コロナウイルス感染症疑い」患者に対する検査等の実施のみ依頼され、検査等を当院で実施した場合、診察料、検査実施料等をレセプト請求できるのか？

【A】福島県新型コロナウイルス感染症対策本部に確認したところ、以下の回答であった。（2020 年 12 月 9 日 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部、回答）

保健所が行政検査を行うこととした上で、保険医療機関に対しては検体採取（唾液や鼻腔咽頭）のみ依頼を行う。検体は保健所で預かり PCR 検査を行う。

保険医療機関では保険診療扱いにならないので、診察料等は発生せず、レセプト請求しない。

保健所が検体採取を依頼した医療機関には「保険カード」（患者名、検体採取医療機関名や検体採取日等を記載したもの）を患者が直接持参するか後日送付される。

検体採取を行った医療機関は、県に請求を行い、県から一律の金額が支払われる。

（参照）新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関する Q & A について （その 3）より
また、④に対する行政検査の実施方法としては、

- ・直接保健所内において実施する場合や、
 - ・保健所が直接行政検査を行うこととした上で、当該者に対する PCR 検査等を行うために委託した医療機関等において検査を行う場合
- なども考えられます。

この場合、当該医療機関等の医師（※）は「新型コロナウイルス感染症を疑う」等の判断はせず、保健所等の委託を受けた検査を行うため、当該検査につき保険適用がされるわけではありません。

（※）保険医療機関の医師として検査等を行うのではない。

（公費負担番号）

【Q】当院の所在地は福島市であるが、伊達市や二本松市等、市外の患者に対して新型コロナウイルス感染症の検査を行った場合には、患者の住まいに該当する公費負担番号をレセプトに記載するのか？

【A】医療機関の所在地に応じた公費負担番号を記載するため、所在地が福島市にある医療機関で検査を実施した場合は、全ての患者のレセプトに「28073500」と記載する。

他の市町村に所在する医療機関においても、医療機関の所在地に応じた公費負担番号（本資料 P 7）を記載する。

9. 検査を自費で行う場合の留意点

（厚労省新型コロナウイルス感染症対策推進本部（事務連絡 11 月 24 日）から抜粋）

1. ホームページ等で利用者へ情報開示する事項

- （1）利用者に検査を提供する機関（医療機関、検査（分析）機関）の基本情報、問い合わせ先（名称、住所、受付時間、電話番号、メールアドレス等）
- （2）自費による検査である旨と検査費用（検査 1 回当たりの費用）
- （3）検査費用に含まれるサービスの内容（検査分析、検体の配送等）
- （4）検査（分析）を実施する機関の種類（①医療機関、②衛生検査所、③その他）
- （5）医師による診断の有無
- （6）医師の診断がない場合、陽性の際に診療を受けられる提携医療機関の有無
- （7）海外渡航用の陰性証明書の交付の可否
- （8）検査（分析）方法（PCR 法、LAMP 法、抗原定量等）
- （9）検体採取方法（唾液、鼻咽頭ぬぐい液、鼻腔ぬぐい液等）
- （10）検査時間（検査の開始から検査結果の通知までに要する日数・時間）
- （11）検査人数（実施数）
- （12）その他、以下の該当項目がある場合にはその旨を明示すること
 - ・検査方法が「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)病原体検査の指針」に準拠したものである場合
 - ・精度の確保に係る責任者を配置している場合
 - ・精度の確保に係る各種標準作業書・日誌等を作成している場合
 - ・検査（分析）機関が内部精度管理を行っている場合
 - ・検査（分析）機関が外部精度管理調査の受検を行っている場合
 - ・検査方法（検体採取・保管・

輸送・分析の方法)に関する書面の交付がある場合

2. 利用者に説明する事項

下記の留意事項を利用者にわかりやすく説明すること

- ① 発熱や咳などの症状がある場合は、身近な医療機関に相談すること
- ② 医師による診断を伴わない検査で結果が陽性の場合に、検査機関に提携医療機関がある場合には、被検者本人の同意に基づき、検査機関から医療機関に検査結果（陽性）が報告されること。提携医療機関がない場合には、自分で受診相談センターまたは身近な医療機関に相談すること。身近な医療機関を受診する場合、事前に電話すること。相談の結果、医療機関で再度検査が必要になる場合があること。
- ③ 医師による診断を伴う検査または提携医療機関等の医師により新型コロナウイルスに感染したと診断された場合には、医師が感染症法に基づく届出を行うことになること
- ④ 偽陽性・偽陰性の可能性があること
- ⑤ 検査結果は検査時点での感染状況に関するものであって、陰性であっても、感染早期のためウイルスが検知されない可能性やその後の感染の可能性があり、感染予防に努める必要があること

(参考資料)

- ・「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の保険適用に伴う費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」の一部改正について（保医発 0722 第 2 号）（令和 2 年 7 月 22 日）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い（その 22）（2020 年 6 月 15 日）
- ・SARS-CoV-2 抗原検出用キットの活用に関するガイドライン（令和 2 年 5 月 13 日）（令和 2 年 6 月 16 日改訂）
- ・新型コロナウイルス抗原定量検査の取扱いについて（令和 2 年 6 月 25 日）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関する Q & A について（その 4）（令和 3 年 3 月 8 日）
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）で通知を受けた者に対する行政検査等について（令和 2 年 8 月 21 日）
- ・次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について（令和 2 年 9 月 4 日）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて（一部改正）（令和 2 年 10 月 2 日）
- ・新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品（検査キット）の承認情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html

- ・新型コロナウイルス感染症に関する自費検査を実施する 検査機関が情報提供すべき事項の周知および協力依頼について（令和 2 年 11 月 24 日）
- ・新型コロナウイルス感染症病原体検査の指針（第 4.1 版）（2021 年 10 月 5 日）
- ・新型コロナウイルス感染症 COVID-19 診療の手引き 第 5.3 版（令和 3 年 8 月 31 日）
- ・検査料の点数の取扱いについて（令和 3 年 3 月 18 日）
- ・検査料の点数の取扱いについて（令和 3 年 5 月 12 日）

2020 年 9 月 10 日 福島県保険医協会作成

2020 年 10 月 27 日 一部内容変更

2020 年 12 月 11 日 一部内容変更

2021 年 1 月 18 日 一部内容変更

2021 年 2 月 2 日 一部内容変更

2021 年 4 月 9 日 一部内容変更

2021 年 5 月 13 日 一部内容変更

2021 年 9 月 10 日 一部内容変更

2021 年 10 月 21 日 一部内容変更

2021 年 12 月 22 日 一部内容変更

2022 年 1 月 27 日 一部内容変更

2022 年 2 月 17 日 一部内容整理

2022 年 4 月 11 日 PCR 検査実施料を 4 月 1 日以降の点数に変更

2022 年 5 月 11 日 一部内容変更

2022 年 8 月 10 日 一部内容変更

2022 年 11 月 4 日 一部内容変更

2022 年 12 月 28 日 一部内容追加

（参照）宿泊療養者・自宅療養者に関連する診療報酬上の臨時的な取扱いは、福島県保険医協会のホームページ（会員ページ）に掲載の「〈会員限定〉新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い【解説冊子】」をご参照下さい。

<http://www.fms.gr.jp/member/jouhou/cat130/2021/10/005709.html?login=20220208191355>

福島県保険医協会について。

当会は、県内の医師・歯科医師（約 1,300 名）で構成する団体です。患者さんも医療従事者も共によろこべる医療の実現を目指して活動しています。

※ 1：当会は行政機関ではありません。

※ 2：電話等でのお問い合わせは、会員の所属する医療機関にのみ回答を差し上げています。